

本日、厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部の第6回会議を開催し、厚生年金基金の平成23年度決算速報を確認するとともに、これを踏まえた当面の対応策について検討を行いました。

平成23年度決算速報については、既に昨日の民主党の厚生労働部門会議に報告し、公表もしているところですが、平成23年度のいわゆる「代行割れ状況」については、AIJ事件の影響等もあり、代行割れ基金数は286基金と全体の50%を占め、また代行割れ総額も約1.1兆円となるなど、依然として厳しい状況が続いております。

また、平成23年度末時点でAIJに投資を行っていた基金数は81基金、うち代行割れ基金は62基金、また、代行割れ総額は3000億円となっています。

今後、各基金では代議員会で平成23年度決算について正式に議決を行い、9月末までに厚生労働省に決算書を提出することになりますが、これに先立ち、平成23年度決算における対応等について、次のような対応方針を示し、今後、パブリックコメントに付していく予定です。

まず、AIJ に投資を行っていた 81 基金については、AIJ への投資により生じた不足分について掛金で補填することが基本となりますが、その場合の掛金引き上げ期間について、現行では最長 20 年間であるのを最長 30 年間に延長し、単年度あたりの企業の負担が急激に上昇しないようにするなどの方針を示すこととしています。

また、これと合わせて、全ての厚生年金基金及び確定給付企業年金を対象に、

- ① 予定利率を引き下げた場合に生じる積立不足について、掛金で補填する場合には、引き上げ期間を最長 20 年から最長 30 年に延長すること
- ② 現行の給付減額基準のうち、理由要件について、
 - ・ 受給者減額を行う場合は、「母体企業の経営悪化」 又は「掛金負担困難」のいずれかを満たせばよく、「母体企業の経営悪化」が絶対的な条件ではないことを明確化する
 - ・ 理由要件を判断する際により具体的な基準を示すなど、現行の基準の内容をより明確化すること
- ③ 受給者減額を行う場合に、希望する受給者に対して支給する一時金の額について、複数の選択肢を設けることを認めること
という改正を行うこととしています。

これらは、いずれも省令又は通知事項であり、明日(27日金曜日)からパブリックコメントを開始する予定です。

パブリックコメントは8月10日を締切とし、頂いたご意見も踏まえつつ、8月中を目途に速やかに省令及び通知の改正を行い、9月の代議員会前には改正した通知が各基金に届くようにしたいと考えています。

以上、簡単ですが、本日の対策本部のご報告です。